

登録無料

対象企業・対象者が拡大しました！

マッチングサイトに求人情報を掲載し、東京圏からの移住者を採用しませんか

地方※1の中小企業



① 求人情報の登録

② 求人情報の掲載※2

都道府県のマッチングサイト



自動で掲載

地域の就業を応援する
民間求人サイト※3



④ 応募

⑤ 採用

東京23区の在住者・通勤者

③ 求人閲覧

(閲覧サイトは問わない)



対象企業に就業すると
最大100万円 (移住支援金)

※2 都道府県のマッチングサイト掲載求人
他の媒体にも掲載することも可能

※3 スタンバイ、バイトル、
バイトルNEXT、求人ボックス (2021.4時点)

※1 東京都, 神奈川県, 大阪府, 沖縄県を除く (2021年4月時点)

ポイント

- ◎ マッチングサイトへの登録は**無料**
- ◎ 掲載された求人情報は**全国に配信**
- ◎ マッチングサイトの対象求人就業した移住者は移住支援金を受給可能。移住希望者にとって**魅力的な求人情報の発信**により**人材を確保**
- ◎ 移住者の**採用活動に要した経費**に応じて**最大100万円の助成**※4

※4 「中途採用等支援助成金 (UIターンコース)」 (厚生労働省)。支給を受けるには、**事前に計画書の認定を受ける必要**があります。詳細は、所在地を管轄する都道府県労働局にお問い合わせ下さい。
(雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧)

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

掲載方法

対象要件

マッチングサイトへの掲載方法・対象要件など
詳細は裏面をご覧ください >>>

マッチングサイトへ求人情報を掲載するには

地方創生移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイトに求人情報を登録します（無料）。
本事業の対象となる法人や求人への主な要件は、以下のとおりです。

その他の要件や具体的な登録方法は、掲載を希望する都道府県にご確認ください。

各都道府県のマッチングサイトはこちら

検索 移住支援事業

https://www.chisou.go.jp/sousei/shienkin_map.html



対象法人の主な要件

- ・官公庁等^{※5}でないこと
- ・資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと
（ただし、資本金概ね50億円未満の法人で知事が認める場合は対象とできる。^{※6}）
- ・みなし大企業^{※7}でないこと
- ・本店所在地が東京圏^{※8}のうち条件不利地域^{※9}以外の地域にある法人^{※10}ではないこと
- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・風俗営業者、反社会勢力又は反社会勢力と関係
を有する法人でないこと

対象求人の主な要件

対象法人が募集する以下の要件を満たす求人

- ・週20時間以上の無期雇用契約の求人
- ・勤務地が東京圏^{※8}以外の地域、又は東京圏内の
条件不利地域^{※9}の求人

※5 第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。

※6 資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。

※7 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
（※6で本事業の対象となる場合には、上記項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。）

※8 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※9 「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村

※10 勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。

<参考> 地方創生移住支援事業とは

地方創生移住支援事業は、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足の緩和に向け、東京圏から地方に移住して就業する方に最大100万円(単身の場合60万円)の移住支援金を支給する事業です。以下の要件を満たした方が、上記の要件を満たしてマッチングサイトに掲載されている企業の求人へ就業した際に移住支援金が受けられます。

移住者の主な要件

移住元・移住先において、以下のすべてを満たす必要があります。

【移住元】

- ・移住する直前の10年間のうち、通算して5年以上東京23区に在住又は通勤していたこと。
- ・移住する直前に連続して1年以上東京23区に在住又は通勤していたこと。

【移住先】

- ・東京圏以外の地域、又は東京圏内の条件不利地域へ転入したこと。
- ・転入先の市町村に、5年以上継続して居住する意思を有していること。

移住支援金交付までの流れ（例）

就業の場合

都道府県
移住支援事業
の詳細を公表

マッチングサイト
に対象求人が
掲載される

対象企業へ
就職活動

内定

就業

就業後3ヶ月以上経過

移住先市町村へ
移住支援金
の申請手続き

支援金
支給

移住（住民票の異動）

移住後3ヶ月以上

移住後1年以内

本事業の詳細については、事業を実施する都道府県が公表する情報及び地方創生HPをご確認ください。

（起業支援金・移住支援金-地方創生HP：http://www.chisou.go.jp/sousei/shienkin_index.html）

内閣府地方創生推進事務局
内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局
東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館
電話番号 03-5253-2111(代表)